



どうぞ気軽に遊びに来て下さいね!

福祉事務所 子育て支援係  
とどろき かずひろ  
**轟 和宏さん**

## 子育て支援センターに遊びに来ませんか?

問/福祉事務所子育て支援係 ☎72-8701(すこやかひろば直通)

●**イベントも多彩**  
誕生会、製作(おもちゃ作り、おりがみなど)、クッキング、子育てルンロン、英語で遊ぼう(さくらサロン)、保健師・栄養士さんの講話など、それぞれの支援

利用料は無料で、対象年齢は就学前の親子が遊べる場所となっています。  
子育て中の保護者同士の情報交換や交流ができ、月曜・金曜日、それ以外の土曜・日曜には解放している時間もあります。

- 市内には子育て支援センターが2カ所あります
- ▽すこやかひろば  
総合保健福祉センター(市民病院となり)2階
- ▽地域子育て支援センター(さくらサロン)1  
南さくら幼保連携型認定こども園の敷地内

●**支援センターってどんなところ?**  
子育て中の親子が気軽に、そして自由に無料で利用できる交流の場です。子育てに不安や悩みを持つているお父さん、お母さんの相談にも乗ります。育児や子育てに関する身近な地域情報の提供や、毎月いろいろ親子で楽しめる行事、保護者向けのイベントもあります。

●**一時預かり(すこやかひろばのみも)あります**  
子どもを一人2時間500円でお預かりします。1回一組となっており、事前予約が必要になります。すこやかひろばまでお電話ください。

センターで、毎月さまざまなイベントを計画していますので気軽に遊びに来てください。

### <施設比較表>

	すこやかひろば	地域子育て支援センター(さくらサロン)
利用料	無料	無料
対象年齢	就学前の親子	就学前の親子
時間	月曜～金曜	8:30～12:00/13:00～17:00
	その他	日曜 9:00～16:00
お問い合わせ先	福祉事務所 子育て支援係	地域子育て支援センター
電話	72-8701	72-5623
場所	総合保健福祉センター 2階	南さくら幼保連携型認定こども園 敷地内

## 子育て info

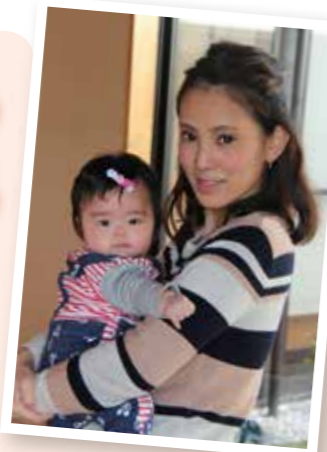
- 1月10日(水)1歳6カ月児健診
- 1月17日(水)乳児健診  
それぞれ、対象児には個別に案内しています。
- 予防接種**  
**麻しん風しんワクチン(MRワクチン)**  
第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者  
第2期 5歳以上7歳未満の者であって、年長児にある者

●**すこやかひろば 日曜日開放日**  
総合保健福祉センター2階のすこやかひろばは、日曜日にも開放しています。親子の遊びの場としてどうぞご利用ください。  
時間:9時～16時 利用料:無料  
1月の日曜解放日:7日、14日、21日、28日

## ハッピースマイル

いわた ゆいか  
**岩田 結佳ちゃん**  
平成29年7月8日生

いけすけ かつき  
岩田敬祐さん・佳月さんの長女  
(北方地区・串間)



あまり手がかからないので楽しく子育てができています。最近いろんなことが分かるようになって、今はNHKの「いないいないばあ!」がお気に入りみたいです。パパも仕事から帰宅するとお風呂に入れたりして可愛がっています。これから優しい子に育ててほしいですね。

## Happy Smile

## 子ども医療費助成制度について

問/福祉事務所こども政策係 ☎72-1123(内線507)

## すくすくのびのび

子育て支援情報

## 医療費助成制度をうまく活用しましょう。

平成28年6月から子ども医療費助成が小中学生の通院まで拡充されましたが、助成内容や助成を受ける方法について今回改めて説明します。

(現在の子ども医療費助成内容)

対象	入院	通院
未就学児	無料	無料
小中学生	無料	無料

※食事代、ペット差額代、予防接種代、保険外治療などは除く。

### 《子ども医療費受給資格証の基本的な使い方》

#### 県内の医療機関を受診した場合

病院の窓口で子ども医療費受給資格証(小中学生:紫色のカード、未就学児:サーモン色のカード)と保険証を提示→保険診療内であれば自己負担は発生しません。  
※保険診療外の場合は自己負担が発生します。

#### 県外の医療機関を受診した場合

子ども医療費受給資格証は使えません。一度、保険証のみを提示して2割もしくは3割分を負担します。→その後、串間市福祉事務所窓口で申請を行い、自己負担分の助成を受けます。  
☆申請期間は受診日から1年以内となっています。  
1年を過ぎると助成が受けられなくなりますのでご注意ください。

### こんな場合はどうしたら…

- 1 県内の医療機関を受診したが、受給資格証を忘れて自己負担をした。  
A 県外を受診した場合と同じく、福祉事務所窓口で申請を行って助成を受けてください(病院によっては後日受給資格証を持参することで返金される場合もありますので、詳しくは受診された医療機関にお問い合わせください)。
- 2-1 学校でけがをしてしまった。  
A 学校などでのけがは災害共済保険給付制度の補助が受けられる場合があります。病院の窓口では受給資格証を使わずに保険証のみで支払いを行ってください。その後、学校へ申請し給付金の助成を受けてください。  
※ただし、保険点数によっては学校の保険の対象とならない場合があります。その場合は市から助成を受けることができますので、県外を受診した際と同じく、福祉事務所にて申請を行ってください。
- 2-2 学校のけがで子ども医療費受給資格証を使ってしまった。  
A 学校の災害共済保険と重複してしまうため、市が確認ができた段階で串間市が助成した分の金額を返納いただく場合があります。
- 3 補装具などを作った。  
A 助成対象になります。補装具の場合は医療費と違い、まず一度全額自己負担をしてください。その後各自(もしくは職場の担当者)で各保険者に申請を行い、給付金を受けてください。  
その後、支払った額から給付金を差し引いた分の金額を助成します。その際は実際支払った額の領収書、給付金の決定通知書(給付金額が分かる物)が必要となります。

### 子育てしやすい串間市を続けていくために…いまでできること

串間市では子育てしやすいまちづくりを目指し、さまざまな子育て支援を行っています。子ども医療費助成が拡充したのもそのひとつです。  
医療費助成を拡充したことにより「とても助かっている」などのご意見をいただきます。子育てしやすい串間市を目指す中で大変喜ばしいところですが、一方で医療

費無料化による重複受診、安易な時間外受診などのコンビニ受診も全国的に問題となっております。  
お子さんの様子をよく観察し、状況に応じて判断し、適正な受診を心がけ、子ども医療費助成制度が継続できるように一人一人が受診の仕方を見直してみましょう。